

特定外来生物

ナガエツルノゲイトウの繁茂抑制にご協力ください

「ナガエツルノゲイトウ」とは、

- ◆河川、水路、ため池、水田、畦畔等で生育する。
- ◆茎がちぎれやすく水に浮き、根や茎の断片から活発に再生し生育する。
- ◆夏～秋頃に、球状の白い花をつける。
- ◆特定外来生物であり、法律により放出、栽培、保管、運搬、譲渡、輸入などが禁止されている。
- ◆非常に強い繁殖力・再生力があり、乾燥にも強い。

→定着すると駆除が困難になるため、早期発見・早期駆除が重要



1 早期発見にご協力ください

河川においてナガエツルノゲイトウと思われる植物を発見した場合は、触らずに、下記にご連絡ください。

- ・岡山県自然環境課（０８６－２２６－７３０９）又は
矢掛町町民課（０８６６－８２－１０１１）
- ・備中県民局建設部井笠地域管理課（０８６５－６９－１６３４）

2 拡散防止にご協力ください

刈払機等で機械除草した場合、植物の断片が拡散する恐れがあるため、除草活動を行う場合は、ナガエツルノゲイトウが繁茂している箇所では、**ナガエツルノゲイトウを避け、高い位置で草刈りを実施**してください。

もし、ナガエツルノゲイトウを手作業で駆除される場合は、根から丁寧に抜き取った上で、ビニール袋等に入れて、密閉した状態で処分してください。

※河川においては、除草剤を使用しないでください。

※アダプト団体（ボランティア団体）が特定外来生物の駆除を行う場合は、法令に基づき、いつ、どこで、誰が行うのかを回覧板や掲示板等により事前に告知する必要があります。